

食品安全委員会第 480 回会合議事録

1. 日時 平成 25 年 7 月 1 日（月） 14：00～14：39

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「牛の部位を原料とする肉かす等の肥料利用について」に関する審議結果の報告について

（2）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「フルニキシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤（バナミンペースト）」に係る食品健康影響評価について
- ・かび毒・自然毒等「乳中のアフラトキシンM1 及び飼料中のアフラトキシンB1」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統」に係る食品健康影響評価について

（3）食品安全関係情報（6 月 1 日～6 月 14 日収集分）について

（4）その他

4. 出席者

（委員）

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

（事務局）

姫田事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、植木情報・勧告広報課長、
磯部評価第一課長、山本評価第二課長、池田評価情報分析官、前田評価調整官、
篠原リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

資料 1－1 牛の部位を原料とする肉かす等の肥料利用に関する審議結果について

資料 1－2 諮問文書「牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について」の訂正について

資料 2－1 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜フルニキシン
メグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤（バナミンペースト）＞

資料 2－2 かび毒・自然毒等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜乳中のア
フラトキシンM1 及び飼料中のアフラトキシンB1＞

資料 2-3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜除草剤
グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統＞

資料 3-1 食品安全関係情報（6月1日～6月14日収集分）について

資料 3-2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から「第480回食品安全委員会会合」を開催します。

きょうは7名の委員が出席です。

それでは、お手元にあります「食品安全委員会議事次第」に従いまして、きょうの議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をいたします。

本日の資料、7点ございます。資料1-1と資料1-2、それぞれ1枚ものですが、プリオン専門調査会関係の資料でございます。それから、資料2-1から資料2-3までが食品健康影響評価に関する審議結果についてで、それぞれ動物用医薬品、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等に関するものでございます。それから、資料3-1及び資料3-2が食品安全関係情報関連の資料でございます。

以上7点、不足等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 それでは、続きまして議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局におきまして、平成24年7月2日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、同委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更がなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（1）プリオン専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「プリオン調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会における

審議が終了し、審議結果が提出されています。審議の前に農林水産省からの諮問文書に添付されていた資料の一部に訂正が必要な箇所があったということですので、事務局から報告をお願いします。

○山本評価第二課長 それでは、報告させていただきます。

資料１－２をごらんください。これは、農林水産省からの平成 25 年 2 月 19 日付の諮問文書に添付されていた資料 1 の別紙でございます。6 月 19 日に開催された第 80 回プリオン専門調査会において、専門委員からこの別紙の文言について指摘があり、農林水産省で訂正が行われました。

指摘の内容としては、この資料の上半分が変更前のものでございますが、この表の表頭の規制の状況の中の上段のカラムの中の括弧書きの部分でございます。「仮に異常プリオンが含まれていても、加熱処理により不活化」という表現がありますが、これが適切ではなく、不要なので削除すべきであるという意見でございます。具体的にはこの異常プリオンという言葉は、異常プリオン蛋白質が正しいということとか、あるいは加熱処理による不活化というのも OIE 基準で処理を行った場合でも完全に不活化されるわけではない、また、不活化がこの使用が認められる条件でもないのだから不要ではないかという趣旨でございます。この指摘を踏まえまして、農林水産省からこの記載を削除する——資料の下の方が削除後のものですが——が提出されました。これを受け、ホームページに掲載している資料も差し替えさせていただきます。

私からは以上です。

○熊谷委員長 それでは、議事の方に入ります。

本件につきましては、担当の佐藤委員から説明をお願いします。

○佐藤委員 それでは、説明申し上げます。

お手元の資料 1－1 をごらんください。これは、審議結果ということになります。

農林水産省からたしか 2 月 19 日だったと思いますけれども、諮問がございまして、牛の部位を原料とする肉骨粉等を肥料として利用することについてということございました。

まず、諮問は 2 つございまして、最初の諮問事項 1 の肉骨粉については、去る 4 月 8 日の食品安全委員会において、農林水産省が導入を予定している管理措置がとられることを前提にする限りにおいては、その肥料は現行の牛の部位を原料とする肉骨粉を含まない肥料と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられると結論づけられて、農林水産省に回答しております。

もう一つの諮問事項の②の肉かす、その他については、6 月 19 日に開催された第 80 回プリオン専門調査会で農林水産省から牛の部位を利用した肥料の製造工程及び導入を予定しているリスク管理措置について説明をいただいた後に審議が行われました。そのプリオン専門調査会においては幾つか議論、意見が出されたわけですが、幾つか御紹介申し上げますと、例えばこれらの肥料はどこでどれくらい使われるのか、あるいは農家において牛への摂食防止措置をどのように担保するのか、それから、仮に BSE の発生があった場合、その牛由来の牛の部位がこれらの肥料に供されることはないかといったようなことで議論が行われました。

その結果、諮問事項①の肉骨粉のときと同様の理由から、つまりこれらは SRM を除きたいわば人が食べても大丈夫な部分であるということが理由の一つです。それから、農林水産省が導入を予定している管理措置、例えば摂食防止剤を入れるであるとか、牛が嫌いなようなものを入れるとか、あるいは化学肥料と混合すると、それから、牧草地へは散布しない、それから、供給管理表をつけて原料の供給から受け入れまでを管理すると。これらが実際にきちんと行われているかどうかを立入検査を通告なしですというような管理措置がとられることを前提とする限りにおいて、その肥料は今までの牛の部位を原料とする肉かす等を含まない肥料と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられると結論づけられております。

以上です。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、資料 1－1 に記載のプリオン専門調査会におけるものと同じ結論とし、この結論を踏まえると、本件については食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取り扱いと同様に意見、情報の募集手続は行わないということとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、事務局は手続をお願いします。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 次の議事に移ります。「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について」です。

動物用医薬品 1 品目、かび毒・自然毒 1 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、動物用医薬品「フルニキシメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤（バナミンペースト）」に係る食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○山本評価第二課長 それでは、お手元の資料 2－1 に基づいて御説明いたします。

2 枚めくっていただきますと、2 ページをお願いします。

審議の経緯でございますが、本件は 5 月 20 日の食品安全委員会で御説明させていただき、6 月

19日まで国民からの意見・情報募集を行ったものです。

1枚めくっていただいて、4ページです。評価対象動物用医薬品の概要です。

本製剤は、フルニキシンメグルミンを主成分、有効成分としています。馬の運動器疾患に伴う炎症及び疼痛の緩和を目的とし、1日1回体重1kg当たりフルニキシンとして1mg経口投与するものでございます。

7ページに食品健康影響評価がございました。

内容としては、本製剤の主剤については、フルニキシンのADIが0.0098mg/kg体重/日と設定されております。添加剤は食品や食品添加物として使用されているものであり、その使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の有効成分として接種した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられます。

残留試験につきましても、フルニキシンの残留濃度は時間の経過に伴い減少し、一定期間後に定量限界未満となることが確認されております。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられました。

この評価書の次、後ろには既に審議が終わっている本製剤の主剤フルニキシンの評価書第3版を添付しております。そして、最後から2枚目に本件に関する意見・情報の募集結果をつけてございます。意見等はございませんでした。また、最後に評価書案の文言の修正、誤字等の修正をまとめております。

本件につきましては、既に御了承いただいたフルニキシンの評価書第3版とともに、専門調査会における結論をもちまして、関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、続きまして、かび毒・自然毒等「乳中のアフラトキシンM1及び飼料中のアフラトキシンB1」に係る食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○前田評価調整官 では、資料2-2に基づきまして御説明いたします。

この乳中のアフラトキシンM1及び飼料中のアフラトキシンB1、説明の中では単にM1、B1というふうに省略させて進めさせていただきます。

3ページ目に審議の経緯がございますが、2010年12月に厚生労働大臣及び農林水産大臣から評価要請があったものでございますが、かび毒・自然毒等専門調査会で5回御審議いただきまして、4月22日に報告の後、4月23日から5月22日まで国民からの意見・情報の募集を行ったところでございます。

この評価の内容でございますけれども、こちらの食品健康影響評価が53ページから54ページにかけてございます。この54ページの少し下のあたりでございますが、「以上より、現状においては、飼料中のB1の乳及びその他の畜産物を介するヒトへの健康影響の可能性は極めて低いと考えられる。しかし、それら畜産物中に含まれる可能性のあるM1及びその他一部代謝物が遺伝毒性発がん物質であることを勘案すると、飼料中のB1及び乳中のM1の汚染は、合理的に達成可能な範囲でできる限り低いレベルに抑えるべきである」と、こういった内容の評価結果の案でございました。

そして、こちらにつきまして御意見がこの73ページの次の参考でございますが、1通でございますが、その中が大きく3件に分かれるものでございます。この参考の1ページ目の意見・情報の1点目でございますが、評価書案冒頭の要約の最終パラグラフを次のとおり修正していただきたいということで、内容といたしましては、先ほど私が申し上げました「評価書案のヒトへの健康影響の可能性は極めて低いという表現」と、その後、「合理的に達成可能な範囲でできる限り低いレベルに抑えるべき」という順番になっているところでございますが、この意見をいただいた方の御意見としては、その「合理的に達成可能な範囲でできる限り低いレベルに抑えるべき」を先に持ってきて、そして、後段に「ヒトへの健康影響の可能性は極めて低い」というふうに順番を直してほしいという御意見でございました。

そして、この専門調査会の回答といたしましては、「食品健康影響評価書は食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について行った評価に関して記述することを主たる目的とするものであり、いただいた修正案のようにリスク管理措置に係る内容を主に記述するものではありません。よって、評価書案が妥当と考えます。」という回答でございます。

次に、2点目の御意見でございますが、2ページ目でございます。

「この本評価書案は、配合飼料、飼料等、総飼料等の用語を適切に使い分けず、一部の飼料のみのリスク評価を行っている。牛の体内にB1が何を通じて取り込まれているのか、全てを明らかにした上でリスク評価を行っていただきたい。」という内容でございます。

理由が4点記載がございます。1点目はその4行目でございますが、全ての飼料を通じたB1の取り込みについて評価されておらず、B1が何を通じて牛の体内に取り込まれているのか、全ての可能性を検討しないリスク評価は適切でない。②といたしましては、こちらの3行目からですが、配合飼料はトウモロコシ以外に、麦類、コメ、マイロ、植物油粕等々の様々な原料が使用されており、配合飼料段階での管理とは、結局、個々の原料ごとのリスク評価に基づき基準値を定め、原料ごとに選別管理することにほかならない。

そして、③といたしましては、この3行目ですが、配合飼料を含め全ての飼料中のB1を一律に合理的に達成可能な範囲でできる限り低いレベルに抑えるべきと結論づけているが、個々の原料ごとにリスク評価を適切に行った上で結論を導くべきという御意見が3点目でございます。

4点目といたしましては、この農林水産省の指導基準値というところにつきまして、実際に配合飼料の安全性は、飼料原料ごとのB1の混入リスクに応じてリスク管理されており、全ての飼料中のB1を一律に低いレベルに抑えるとする結論は不合理であるというのが4つ目の理由でございます。

それに対します専門調査会の回答でございますが、今回のリスク評価においては、飼料としてのB1汚染の大部分を占めると考えられるトウモロコシを主要原料として含む配合飼料のB1の現状の汚染実態をもとに評価しておりますということでございまして、評価書案に示しているとおり、基準値を大幅に下回る現状の配合飼料中のB1汚染実態から推計される乳中M1濃度は、市販牛乳、生乳及び市販調整粉乳の実態調査結果に基づく乳中M1濃度と同程度と推計されていますということなどのエビデンスを掲げまして、その段落の下から3行目ですが、このことは飼料のうち、特に配合飼料の管理が重要であることも示唆しています。いただいた御意見を踏まえ、評価書案の6ページ、55ページの「飼料等」を「配合飼料等」に、52ページの「総飼料中」を「飼料中」に修正しました。

また、参考資料1、こちらは今の資料の70ページに当たるところでございますが、この70ページの4ポツのマイロ、大麦、小麦及び乾牧草、こちらにつきましては、御意見・情報の募集段階ではつけていないものでございましたが、この参考資料1にこのマイロ、大麦、小麦及び乾牧草のアフラトキシンの汚染実態調査の結果を追記するとともに、同評価書案6の(1)、①の飼料中のアフラトキシン汚染実態、具体的に言いますと、この42ページのところの一番下の2行でございますが、こちらの追記ということですが、「その他の飼料原料であるマイロ（こうりゃん）、大麦、小麦及び乾牧草のB1の検出量及び検出頻度が低かった」という記載と、あと、この次には44ページの上から5行目あたりのところでございますが、飼料原料で始まる段落でございますが、「飼料原料であるトウモロコシは、乳用牛用配合飼料に限らず、配合飼料の原料中に占める割合が最も高く、配合飼料中のアフラトキシン汚染は、トウモロコシによるところが大きい」と、この記載、ですから、70ページの記載と42ページと44ページにそれぞれ加筆をしたということを回答してございます。

今回の農林水産省からの諮問文書においては、指導基準を暫定的に設定していると記載されており、指導基準値は暫定的な基準値と言えますが、御意見を踏まえ、42ページ等にある暫定基準値を指導基準値に修正しました。そして、いただいた御意見の中の理由の2つ目の②のところの後半に「リスク評価に基づき基準値を定める」という御意見をいただいてございますが、いただいた御意見については、具体的なリスク管理措置に関すること含まれておりますので、担当するリスク管理機関である農林水産省にお伝えしますという回答でございます。

そして、(3)の御意見でございますが、4ページ目でございます。本評価書は、ALARAの原則を適用し「飼料中のB1及び乳中のM1の汚染は、合理的に達成可能な範囲でできる限り低いレベ

ルに抑えるべき」と結論づけている。しかし、「現状においては、飼料中のB 1の乳及びその他の畜産物を介するヒトへの健康影響の可能性は極めて低いものと考えられる」のであれば、「遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質」だとしても、単に「できる限り低いレベルに抑えるべき」と結論づけるのは拙速であると。既に 25 年度食品健康影響評価技術研究における「遺伝毒性発がん物質の評価手法に関する研究」が始まっており、これらの研究成果等を踏まえた上で結論を出していただきたいという御意見でございます。

理由としては①から③までございますが、①の6行目あたりに「どのような基準値で管理すべきか」、そして、2行ほど下に「そのALARAに関する基準も指針も示されていない」と、そして、そういう状況にあってはリスク管理のしようがないんじゃないかという御意見ですとか、この②ですと、清涼飲料水の食品健康影響評価では、TDIの算出または数理モデルによる発がんリスク評価を実施しているのではないかという御意見ですとか、あと、食品安全委員会が25年度の技術研究の募集要項に「遺伝毒性及び発がん性を有する化学物質に対する安全性評価に関して統一的な指針がない」ことから、「モデルを用いた外挿法」、「暴露マージン(MOE)アプローチ」、「メカニズムに着目した発がん物質の閾値の有無に基づく評価法の検討」など各国の手法を紹介しているというのが理由として挙げられているところでございます。

専門調査会の回答といたしましては、この遺伝毒性発がん物質の評価手法に関する研究については、本年3月29日から4月18日まで研究期間は原則として2年以内と設定して公募をしたものであり、研究は始まっておりません。また、食品健康影響評価はその時点で得られている最新の科学的知見を用いて行うものです。なお、今後、新たな科学的知見が得られ、リスク管理機関においてリスク管理措置を変更しようとする場合には、改めてリスク管理機関から評価要請がなされることとなりますという回答を用意しているところでございます。

そして、その次の次の6ページ目からが本評価書の先ほどの御意見なども踏まえた修正点でございまして、15点あるところでございます。大きなところとしましては、この7ページの1段目と3段目にございます先ほどのトウモロコシ以外のマイロですとか大麦、小麦、乾牧草の検出量及び検出頻度が低かったということですとか、後は3段目でございますが、配合飼料中のアフラトキシン汚染はトウモロコシによるところが大きいというところなどを加筆などしてございますし、後はこの9ページの2つ目のカラムですが、70ページに参考資料1の4ボツとして、マイロ、大麦、小麦及び乾牧草のデータを加筆したというところでございます。

本評価書につきましては、御審議の上、問題がなければ本日付で厚生労働省及び農林水産省に通知したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、かび毒・自然毒等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわ

ち現状においては飼料中のアフラトキシンB 1 の乳及びその他の畜産物を介するヒトへの健康影響評価の可能性は低いものと考えられる。しかし、それら畜産物中に含まれる可能性のあるアフラトキシンM 1 及びその他一部代謝物が遺伝毒性発がん物質であることを勘案すると、飼料中のアフラトキシンB 1 及び乳中のアフラトキシンM 1 の汚染は、合理的に達成可能な範囲で、できる限り低いレベルに抑えるべきであるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、次に移ります。

遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統」に係る食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、資料2-3の2ページの要約をごらんください。

「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統」の飼料の安全性について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本ワタは、改変ビアラフォス耐性遺伝子及び改変 cry1Ab 遺伝子を導入して作出されており、改変ホスフィノトリシンアセチル基転移酵素及び改変 Cry1Ab タンパクが発現することで、除草剤グルホシネート及びチョウ目害虫による影響を受けずに生育できるとされています。食品としての安全性については、既に評価が終了し、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断しております。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて遺伝子組換え（種子植物）の安全性評価基準に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないというふうに判断をいたしました。

詳細については、事務局の方からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、資料2-3の3ページの方をごらんいただけますでしょうか。御説明させていただきます。

まず、評価対象飼料の概要でございますが、このワタにつきましては、今、山添委員の方から御説明がありましたとおりでございます。

Ⅱの食品健康影響評価でございますけれども、1にございますように、導入されました遺伝子もしくは当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまでに報告されていないということでございます。

2の方でございますけれども、ただ今御説明がありましたが、同時に評価要請のありましたこのものの食品としての安全性評価につきましては、先週の食品安全委員会におきまして審議をされまして、ヒトの健康を損なうおそれがないとされているところでございます。これらをふまえて

この遺伝子組換え植物に新たな有害物質が生成されまして、肉、乳、卵等の畜産物中に移行することは考えられず、また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や遺伝子組換えに起因する成分が代謝系に作用して、新たな有害物質が生成される可能性は考えられないという評価になってございます。

結論につきましては、今山添委員から御説明がございましたとおりでございます。

本件につきましては、既に食品としてのパブリックコメントを行っておりますので、これまでの取り扱いと同様にパブリックコメントは行わず、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、遺伝子組換え食品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を接種した家畜に由来する畜産物について、安全上の問題はないと判断したということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 食品安全関係情報(6月1日～6月14日収集分)について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

食品安全関係情報(6月1日～6月14日収集分)についてです。事務局から報告してください。

○植木情報・勧告広報課長 御報告いたします。資料3-1でございます。

まず、右上の方でございますけれども、集計数は今期間／前期間でございまして、今回から前回御報告した件数と今回の御報告の件数を比べられるように工夫してございます。

一番左側の欄でございますけれども、見ていただきますと、今回も化学物質が42件で最も多くなっております。それから、上のライン、横のラインでございまして、一番多いのはEU、EFSAの32件でございます。中国につきましては、9件が5件となっております、この中で鳥インフル関係は2件だけとなっております。

次に、その裏面をごらんいただきたいと思います。

これらの中で主なものの御紹介でございます。化学物質でございますけれども、中ほど、欧州連合とございまして、新しい統一食品添加物リストあるいはそのQ&A等々ございますので、今回主な情報としましては、これを取り上げてございます。

それから、微生物・プリオン・自然毒でございますけれども、ここに書いてあるとおりでございますけれども、そこの一番最後、カナダ保健省のロブスターの肝臓の喫食でございますけれども、これはロブスターの肝臓から自然毒、これは麻痺性の貝毒 PSP を肝臓に含むロブスターが非常に少数ながら存在するということから、こういう注意喚起がございまして、これらの毒はロブスターの身の部分からは検出されないということが記載されてございます。

次に、資料 3-2 でございます。

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報でございます。今回は、欧州委員会の健康・消費者保護総局の関係で、食品添加物の情報でございます。

1 番でございますけれども、EC の健康・消費者保護総局は 5 月 31 日、統一的な EU 食品添加物リストが 6 月 1 日から適用されることを紹介しています。これは今まで複数の EC 指令に分けて掲載されていたものを一つの EU の規則の附属書にまとめたということでございます。それにあわせて、一部の食品添加物の廃止、一部の食品添加物の用途の廃止等の整理を行ってございます。

それから、2 番でございますけれども、それにあわせて食品をより安全にしている食品添加物と題する Q & A を紹介しております。リスクコミュニケーションの一つとして紹介したいと思っております。

Q 3 でございますけれども、食品添加物は安全かという問題に関しましては、現在認可されている添加物の安全性は、食品科学委員会及び EFSA によって評価されていると。申請された用途の安全性が確認された添加物のみが EU のリストに掲載されているということでございます。70 年から 90 年代に評価された添加物は、EFSA の再評価を受けることになっており、2020 年までにその作業が完了するということでございます。

次が Q 7 でございますけれども、食品添加物が認可される条件でございますけれども、以下の条件に合致する場合のみ認可されるということでございまして、①が科学的根拠に基づきまして申請された使用量で健康リスクを生じさせないこと、②が代替できない合理的な技術的必要性があること、③がその使用が消費者に誤解を与えず利益をもたらすこととなってございます。

その裏面へまいりまして、Q 8 でございますけれども、消費者にとってのメリットは何かという問いに関しましては、栄養価の保持、特別な栄養が必要な消費者のために必要な成分や原材料の追加、品質または安定性の向上及び官能特性を改善、原材料の欠点を隠さない範囲で、食品の製造や流通を補助するなどでございます。

それから、Q 14 でございますけれども、消費者は添加物を使用しているということをどのように知るのかということでございますけれども、EC の指令に基づきまして、表示によって知ることができるということが書いてございます。原材料表示として記載されているということでございます。

それから、Q 15 でございますけれども、添加物なしで食品を加工調理することは可能かということでございますけれども、答えとしましては、家庭では添加物を使用せずに食品を加工調理することが可能であり、通常は使用しないと。添加物が必要かどうかは生産工程、使用される原材料、最終的な外観、保存方法、有害細菌の増殖を防ぐ必要性、包装の種類などにより異なるということ

でございます。また、多くの食材は、食品添加物として認可を受けた天然由来の物質、例えばリンゴであればリボフラビンとかカロテンを含んでいるということに留意すべきであるということが書いてございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(4) その他

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事はありませんか。

○井原総務課長 はい、特にございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週7月8日月曜日 14時から開催を予定しております。また、4日木曜日 14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、「第480回食品安全委員会会合」を閉会します。

どうもありがとうございました。